

■届出の提出がない場合の流れ

(松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例)

*事業者の処理の届出

第26条 市の処理施設において処理する事業系一般廃棄物を排出する事業者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その廃棄物の種類及び処理方法その他必要な事項を市長に届け出なければならない。



届け出がない場合

勧告

*勧告及び公表

第27条 市長は、前条第1項に規定する届出を行わない事業者に対し、期限を定めて、当該届出をすべきことを勧告することができる。



勧告に従わない場合

公表

*勧告及び公表

第27条

2 市長は、前項に規定により勧告を受けた事業者が、その勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。



以上をもっても
届け出がない場合

受入拒否

*受入拒否

第28条 市長は、前条第2項の規定により公表をした後において、なお、事業者が同条第1項の規定による勧告に従わないときは、当該事業者が排出する事業系一般廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。

※収集運搬業者に委託をしている場合も同様です。

※事業系ごみについては、「事業系ごみの処理の仕方」及び「事業系ごみの適正処理と減量化リーフレット」をお読みください。

[ホームページに掲載しています。分別の仕方のみ各支所や商工会議所にて配布しております。]

※届出書についてご不明な点がございましたら、「よくある質問」をご覧ください。廃棄物対策課までご連絡ください。[Tel : 047-704-2010]